

# 一般社団法人 全日本愛鱗会

## 地区協議会規則

### 第1章 総 則

#### (目 的)

第1条 この規則は、一般社団法人全日本愛鱗会（以下本会という）の各地域の発展と本部と支部及び支部相互間の連絡調整を図るため、地区並びに地区協議会に関する事項について定め、もって本会の目的達成に資することを目的とする。

#### (名 称)

第2条 地区協議会（以下協議会という）は、地区名を冠称し、何々地区協議会という。

#### (事務所)

第3条 地区協議会の事務所は、地区長の住所とする。ただし、別に事務局を設ける場合には、この限りでない。

#### (地区及び所属区域)

第4条 日本国内を九州、中国、四国、近畿、東海、北陸、関東及び東北の8地区に区分し、各地区の包括する都道府県は次のとおりとする。

- (1) 九州地区 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の各県
- (2) 中国地区 鳥取、島根、岡山、広島、山口の各県
- (3) 四国地区 徳島、香川、愛媛、高知の各県
- (4) 近畿地区 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の各府県
- (5) 東海地区 長野、岐阜、静岡、愛知、三重の各県
- (6) 北陸地区 新潟、富山、石川、福井の各県
- (7) 関東地区 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨の各都県
- (8) 東北地区 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島各道県

### 第2章 組 織

#### (組 織)

第5条 協議会は、地区長及び委員をもって組織する。

#### (地区長)

第6条 地区長には、地区を担当する理事を充て、その任期は本部役員の任期による。

2. 地区長は、地区内支部を総括し、地区を代表する。
3. 地区長は、本部と支部との間の連携の任に当たる。

#### (委 員)

第7条 委員は、地区内の支部に所属する本部役員、支部長、公認審査員をもってこれに充てる。

2. 委員の任期は、本部役員の任期による。

### 第3章 会 議

#### (協議事項)

第8条 協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 地区全域又は相当広域に亘る総合的な計画に関すること。
- (2) 地区内支部が共同して行う業務に関すること。
- (3) 本部と支部との間の連携に関する調整
- (4) 支部相互間の連絡調整に関すること。
- (5) 規則その他の規程で協議会に属することが定められている事項
- (6) 本部役員候補の選考。ただし、推薦等のあった候補は、候補者決定の際には会議に加わることができない。
- (7) その他協議会において必要と認める事項

#### (会議の招集および開催)

第9条 協議会の会議は、地区長が招集する。

2. 協議会の会議は、毎年1回以上開催しなければならない。
3. 協議会の会議は、地区長が必要と認めるときに開催するほか、委員現在数の3分の1以上から会議に附議する事項を示して会議の招集を請求されたときは、地区長は、その請求のあった日から30日以内に会議を招集しなければならない。

#### (会議の運営)

第10条 協議会の会議の議長は、地区長とする。ただし、本部役員候補を選考する会議の議長は、委員の互選により選任する。

2. 協議会の会議は、出席者の過半数の同意をもって決する。
3. 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。
4. 本部役員候補を選考する会議において議長の要請があった場合には、地区長は地区協議会に出席して意見を述べるができる。

#### 附 則

1. この規則は、昭和60年1月26日から施行する。

#### 附 則

1. この規則は、平成15年6月29日改正し、即日施行する。

#### 附 則

1. この規則は、平成22年6月20日改正し、即日施行する。

#### 附 則

1. この規則は、平成29年6月17日改正し、即日施行する。